

板橋区経営革新諮問会議

日 時 平成22年6月3日(木)
午後3時30分から
会 場 板橋区役所11階
第二委員会室

次 第

委嘱状伝達式

- 1 開 会
- 2 委嘱状伝達
- 3 区長あいさつ

第1回会議

- 1 委員の紹介
- 2 正副座長の選任及びあいさつ
- 3 諮 問
- 4 会議の運営について
- 5 区財政の現状とこれまでの行財政改革の取り組みについて
- 6 会議の日程について
- 7 閉 会

【配付資料】

- 資料1 … 板橋区経営革新諮問会議 委員名簿
資料2 … 板橋区経営革新諮問会議 区側出席者名簿
資料3 … 諮問書の写し
資料4 … 板橋区の行政経営に関するPDCAサイクル
資料5 … 検討の方向性について
資料6 … 経営革新諮問会議スケジュール
- 付属資料1 … 板橋区経営革新諮問会議設置要綱
付属資料2 … 板橋区経営革新諮問会議傍聴規程(案)

板橋区経営革新諮問会議 委員名簿

No.	区分	氏名	現職等
1	学識経験者	オカダ マサリ 岡田 匡令	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
2		ヒガンダ シンジ 東田 親司	大東文化大学法学部教授
3	公認会計士	キムラ リョウコ 木村 良子	日本公認会計士協会東京会所属
4	企業経営者	タサキ ユリエ 田崎 百合繪	イーワークス株式会社取締役相談役
5		タニダ ダイスケ 谷田 大輔	株式会社タニタ代表取締役会長
6		タムラ カズヒサ 田村 和久	巣鴨信用金庫理事長
7		マツザキ ヤソオ 松崎 八十雄	株式会社松崎マトリクステクノ代表取締役 会長
8	マスコミ関係	ウmano コウジ 馬野 耕至	読売新聞東京本社メディア戦略局専門委員
9	区民代表	カワハラ タカシ 川原 隆	公募委員
10		ヤス アキヒロ 安 章浩	公募委員

(敬称略)

板橋区経営革新諮問会議 区側出席者名簿

No.	氏 名	職 名
1	ヤスイ ケンコウ 安井 賢光	副区長
2	ハシモト マサヒコ 橋本 正彦	政策経営部長
3	シライシ ジュン 白石 淳	施設管理担当部長
4	キクチ ヒロユキ 菊地 裕之	総務部長
5	アサジマ カズオ 浅島 和夫	区民文化部長
6	ハシモト カズヒロ 橋本 一裕	産業経済部長
7	タヤガキ タカノリ 太野垣 孝範	健康生きがい部長
8	クロイワ キョウコ 黒岩 京子	保健所長
9	マツウラ ツトム 松浦 勉	福祉部長
10	ナカムラ カズヨシ 中村 一芳	子ども家庭部長
11	オオサコ シュンイチ 大迫 俊一	資源環境部長
12	ニシタニ アキヒコ 西谷 昭比古	都市整備部長
13	オイヅキ カツヒロ 老月 勝弘	土木部長
14	モギ リョウイチ 茂木 良一	教育委員会事務局次長
15	サカイ ヨシタカ 堺 由隆	政策経営部政策企画課長
16	カンノ ユウジ 菅野 祐二	政策経営部財政課長
17	コバヤシ ミドリ 小林 緑	政策経営部行政経営担当課長
18	タナカ ハリエキ 田中 範行	総務部総務課長
19	モリ ヒロシ 森 弘	総務部人事課長

22板政企第59号
板橋区経営革新諮問会議

板橋区経営革新諮問会議設置要綱第3条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成22年6月3日

板橋区長 坂 本 健

《諮問事項》

経営力を高め、区民本位の行政を実現するための区の実財政のあり方について

《趣 旨》

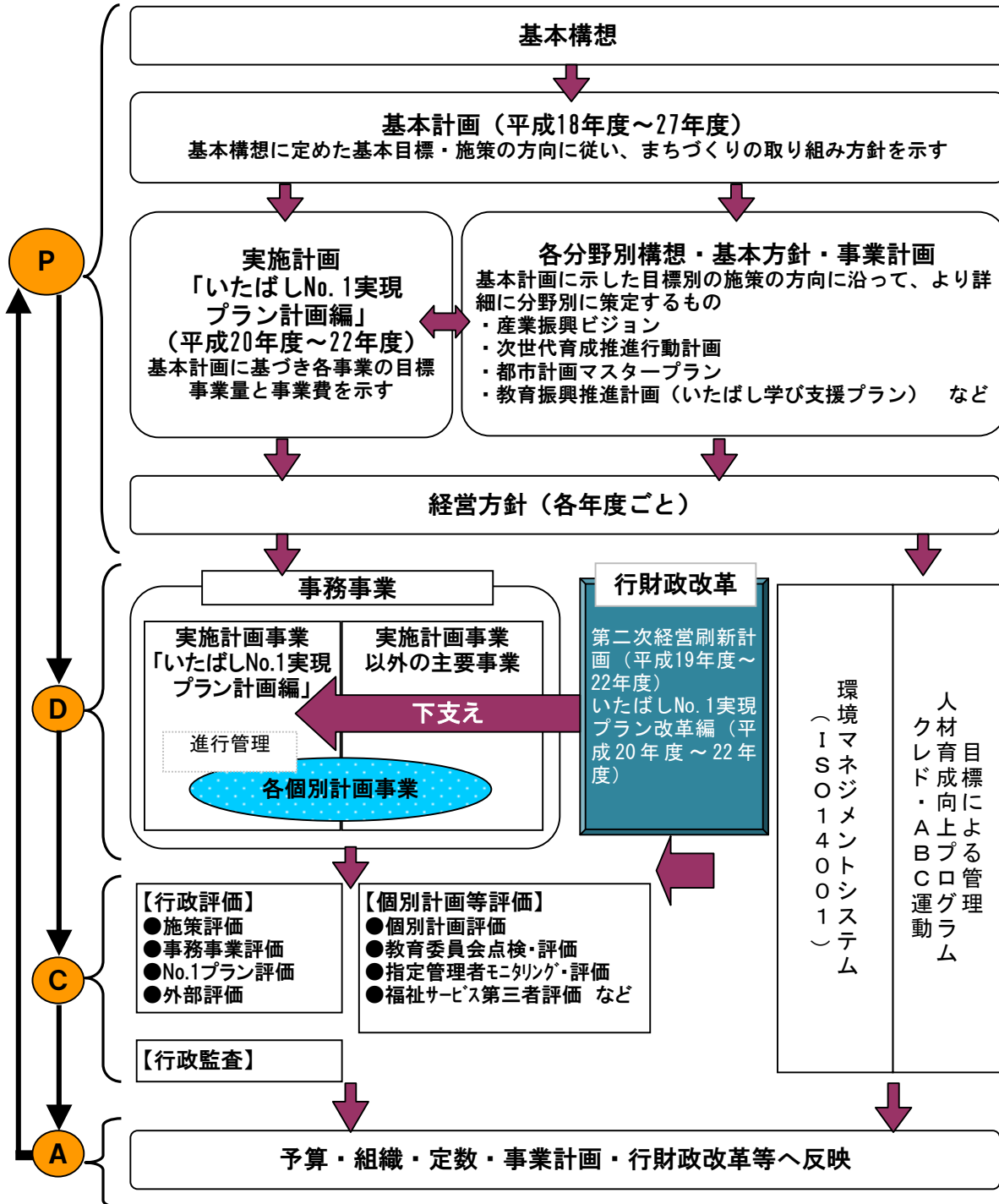
区財政を取り巻く環境は、世界的な景気後退による企業収益の悪化を受け、平成21年度には都区財政調整交付金が制度始まって以来の落ち込みをみせるなど、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。

こうした中、社会保障費や社会基盤更新経費の大幅な増加をはじめとする行政需要に柔軟に対応し、板橋区基本計画で掲げる計画事業を着実に推進していくためには、事務事業の見直しなど行財政改革をさらに推進し、健全な財政基盤を確立していくことが急務となっています。

また、頻発する職員の事故・事件や不適正な事務処理などに鑑み、「いたばしNo.1実現プラン・改革編」に盛り込んだ職場風土改革の考え方を発展させるとともに、経営の質をさらに高めるための新たな取り組みも必要となっています。

ついては、これまで取り組んできた行財政改革をさらに発展させつつ、新しい時代の多様な課題に対応しうる経営手法等のあり方について、貴会のご意見を伺います。

板橋区の行政経営に関するPDCAサイクル（イメージ図）



検討の方向性について

1. 区行政の経営全体の質の向上

(1) 体系的な経営マネジメント手法の検討

「行政経営品質向上プログラム」などの手法を取り入れ、区の行政組織としてのあるべき姿と現実のギャップを明らかにし、既の実施しているさまざまな仕組みや制度等も含めて行政マネジメント手法を体系的に再構築することで、区民本位の行政サービスを実現するために自己革新ができる組織づくりを目指す。

(2) 組織風土の改革

人材育成向上プログラムなど、「改革編」で取り組みを進めている組織風土の改革をさらに強力に推進する。

(3) 自治の基本的な仕組みの確立

地方分権の進展に伴い、参加と協働のまちづくりをさらに進めていくための自治の仕組みを確立し、実践することで、区全体の自治力を高める。

2. 内部管理業務の見直し

(1) 組織業務の適正化（内部統制）

頻発する職員の事故・事件や不適正な事務処理などに鑑み、不適正な事務処理の改善、法令順守、信賞必罰の徹底など、内部統制による組織業務の適正化を図る。

(2) 定数及び人事管理

職員定数の適正化や地方公務員制度改革に伴う人事管理制度の改革を進める。

(3) 収入の確保と財政規律

税の収入率向上の取り組みや公共施設等の有効活用などによる収入の確保を図るとともに、公会計システムの導入、基金の有効活用など、財政規律の確保を図る。

(4) 内部管理業務の適正化

情報システム業務や文書管理業務などの内部管理業務を見直し、改善することで、区の行政サービス全体の効率化と質の向上を図る。

3. 事務事業の効率化と資源の有効活用

(1) 民間開放と事業の見直し

指定管理者制度の導入や内部管理業務・窓口業務を含めた事務事業の民間委託の検討など、公共サービスの民間開放を今後も推進するとともに、指定管理者制度導入施設における区の関与のあり方など、これまでの民間開放の課題を整理して改善を図る。

(2) 公共施設配置の見直し

社会ニーズの変化に対応した公共施設の適正配置のあり方を見直す。



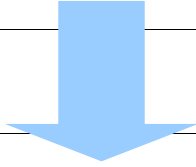

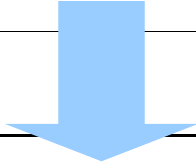
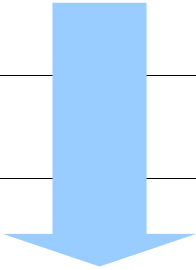


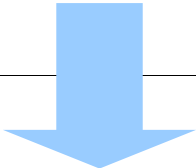
(3) 類似・重複事業の整理・統廃合

平成 21 年度から再開された施策評価の結果等を踏まえ、類似・重複事業や目的を達したと思われる事務事業の洗い出しと整理・統合・廃止の可否についての検討を行う。

(4) 公益法人改革への対応

公益法人改革法の施行に伴い、関連する財団法人等の組織体制等の改革への支援を行う。

経営革新諮問会議スケジュール

月	日	内 容	月	日	内 容
4	上		10	上	
	中			中	(10/中)【第6回会議】 ・中間答申
	下			下	 パブリックコメント
5	上		11	上	
	中			中	
	下			下	
6	上	(6/3)【委嘱状伝達式・第1回会議】 ・区財政の現状 ・行財政改革の経過	12	上	(12/上)【第7回会議】 ・経営革新計画(案)報告 ・最終答申(案)
	中			中	
	下	(6/29)【第2回会議】 ・内部管理業務の見直し ・人事制度		下	
7	上		1	上	
	中			(1/中)【第8回会議】 ・最終答申 ・今後のスケジュール報告	
	下			公 表	
8	上	(8/上)【第3回会議】 ・行政経営品質の向上 ・組織・定員管理	2	上	
	中			中	
	下	(8/下)【第4回会議】 ・事務事業効率化と資源有効活用		下	
9	上		3	上	
	中			中	
	下			(9/下)【第5回会議】 ・中間答申(案)	

板橋区経営革新諮問会議設置要綱

(平成7年6月1日区長決定)

(平成8年4月1日一部改正)

(平成11年3月31日一部改正)

(平成15年4月1日一部改正)

(平成15年5月1日一部改正)

(平成22年5月1日一部改正)

(設置)

第1条 板橋区経営革新本部（以下「本部」という。）設置要綱第3条第2項により、行財政改革の推進を図るにあたり、区の行財政に関して幅広い見地から助言を得るため、板橋区経営革新諮問会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の構成)

第2条 会議は、区長の委嘱する委員10名以内をもって構成する。

2 委員の過半数は、区内に住所又は勤務地を有する者とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) その他区長が必要と認める事項に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は政策経営部政策企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、行財政改革関連の計画が終了した時点で効力を失う。

付 則

この要綱の一部改正は、平成8年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、平成11年3月31日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から適用する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年5月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成22年5月1日から適用する。

板橋区経営革新諮問会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、板橋区経営革新諮問会議（以下「革新会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、革新会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

（傍聴の許可）

第3条 革新会議の傍聴を希望する者は、板橋区経営革新諮問会議座長（以下「座長」という。）に対して、革新会議開始時刻までに書面（別記様式1）により傍聴を申し込み、傍聴の許可を得るものとする。

- 2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、革新会議の会場に入室することができない。
- 3 座長は、革新会議を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、座長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。
- 5 傍聴券の交付に係る事務は、政策企画課が所管する。

（傍聴者の会議資料の閲覧）

第4条 座長は、革新会議を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- （1）他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- （2）ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- （3）酒気を帯びていないこと。
- （4）会議中にみだりに席を離れないこと。

- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他革新会議の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、革新会議会場においては、座長及び革新会議の庶務を担当する政策企画課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退出の命令等)

第6条 座長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様な扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、座長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 座長が革新会議を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び革新会議会場に入ることはいできない。

(委任)

第8条 革新会議の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、座長が定める。

付 則

この規程は、平成22年6月29日から施行する。

(様式1)

板橋区経営革新諮問会議傍聴申込書

平成 年 月 日

板橋区経営革新諮問会議傍聴規程第3条の規定に基づき、板橋区経営革新諮問会議の傍聴を申し込みます。なお、傍聴に際しましては、同傍聴規程を遵守します。

(*印を記入してください)

傍聴希望者

*氏 名 _____

*住 所 _____

*電話番号 _____

整理番号 _____

----- き り と り 線 -----

(様式2)

整理番号 _____

傍 聴 券

平成 年 月 日

*傍聴者氏名 _____ 様

板橋区経営革新諮問会議傍聴規程第3条の規定に基づき、第 回板橋区経営革新諮問会議の傍聴券を交付します。

板橋区経営革新諮問会議

※ 注意事項

- ・ 会議開始前までに、傍聴席に着席してください。
- ・ 傍聴券の提示がない場合、審議会の傍聴はできません。
- ・ 裏面の【注意事項】(板橋区経営革新諮問会議傍聴規程(抜粋))を遵守してください。

板橋区経営革新諮問会議傍聴規程（抜粋）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他革新会議の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、革新会議会場においては、座長及び革新会議の庶務を担当する政策企画課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退出の命令等)

第6条 座長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様の扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、座長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 座長が革新会議を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び革新会議会場に入ることはできない。